

2011年3月29日

日本 GAP 協会 農業生産者会員
および JGAP 認証農場 各位

特定非営利活動法人日本 GAP 協会
専務理事 武田泰明

放射能汚染への対応 風評被害への対応について (第二報)

拝啓

東日本大震災からの復興に向けた活動が始まりつつある中、原発の事故が未だに収束しておりません。風評被害は、出荷制限を受けていない周辺産地にも広がりつつあると聞いています。原発は全国に55基あることから、放射能問題への対策は日本の全地域の農場が知っておくべきことであると感じます。第二報として、情報提供致します。第一報もあわせ、必要に応じて参考にして頂ければ幸いです。

敬具

記

注：3月29日12時の時点で得られた情報に基づいております。追加情報が発表された場合は、下記の枠組みを参考に、臨機応変にご対応ください。

■農産物への放射性物質の付着を減らす方法

農林水産省から、下記の方法が発表されています。

農家の皆様へ

原子力発電所における事故に伴い粉じん等に付着して落下してくる放射能をもつ物質（放射性物質）が、農産物にかからないよう、当面の間、農産物の収穫を行うときは、以下の点に注意してください。

- 1 施設内で栽培した農産物については、収穫した後、長時間屋外に放置せず、速やかに屋内の施設に移動させて、貯蔵・保管するようにしましょう。
- 2 露地で栽培された農産物については、品質に影響を与えない範囲で、農産物についた土やほこりを除いたり、洗ったりしましょう。特に、葉菜類については、できるだけ外葉を取り除くようにしましょう。

注) 大気中の放射線量については、次のホームページを参考にしてください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>

*元情報：http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2.html

日本 GAP 協会としては、現在、チェルノブイリ事故の際に欧州・ロシアの農場が行った対策、およびスリーマイル島の事故の際に米国の農場が行った対策についても調べています。分かり次第、ご紹介します。

■出荷制限が該当する商品

次の商品については、原子力災害対策特別措置法に基づき、国から出荷制限が出ています。市町村の指示に従ってください。

----- 特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本 GAP 協会 -----
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所 4階
TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

ネット上で古い情報が残ると混乱を生じますので、この部分は削除しました。

最新の情報を入手ください。

暫定規制値：放射性セシウム：500 Bq/kg、放射性ヨウ素：2,000 Bq/kg

■出荷制限品目に対する補償を受けるために、農場が準備すること
農林水産省が、ホームページで下記の記述をしています。

Q：農家は賠償のためにどのような準備が必要か

(答)

1. 今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づいて判断されることとなります。

2. このような指針が明らかになるまで一定期間を要するため、現段階で、農家が前もって準備するものとして、

[1] 当該期間に生じた売上減少額や実損額

[2] 当該期間に商品が返品され、再販売できない場合の実損額

[3] 当該期間に販売できなかった生産物や在庫商品を廃棄した場合の処分補償額及び処分費用

[4] 運転資金等を借り入れざるを得ない場合の金利相当額

などが明らかになるような証拠書類を保管しておく必要があります。

3. 具体的には、

[1] 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票

[2] 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌

[3] 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書

[4] 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録

[5] 納税関係書類（損益計算書等）

[6] 現況を示す写真

などを保管しておく必要があります。

* 元情報：http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html

■出荷制限が行われている野菜の廃棄方法

農林水産省から、下記の方法が案内されています。

注：農林水産省は、「放射性物質が検出された野菜等（出荷制限が行われている野菜等を含む）の廃棄」という言い方をしております。

①すきこみ及び焼却は望ましくない。「焼却」とは、市町村等の廃棄物収集を通じて焼却することを含む。

* 現時点においては放射能レベルが明確でないものもあり、不要な再拡散を避ける必要。

②すでに刈り取ったものは1箇所に集めて保管する。「1箇所に集めて保管」とは、荷姿のまま倉庫等に保管する方法に加え、圃場の限定された一部に野積みをする方法が考えられる。放射性物質の拡散を防

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所 4階

TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

止することが目的であることから、必ずしもすべてを 1 箇所に集める必要はなく、保管場所の把握ができていればよい。

③まだ刈り取っていないものはそのまま放置する。放置した後は、放射性物質の放出が終息した後に行うモニタリングにより得られた濃度により、改めて対応について情報提供が行われることとなる。今回の対応は、原則として、原子力発電所からの放射性物質の放出が終息し、放射性物質の飛散状況が明らかになるまでの間、続ける必要がある。時々の状況に基づき、改めて情報提供が行われることがある。

④これまですき込んだもの、また、すでに処分、流通したものについては、対処は必要ない。出荷制限前に市場などに流通したものについても同様に対処する必要はない。

元情報：http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2.html

■出荷制限品目以外の商品について

国の方針として、出荷制限品目以外の商品は全て出荷可能です。

以下の商品について、各県が調査を行った結果、放射能汚染の暫定規制値以下であったと発表されています。

ネット上で古い情報が残ると混乱を生じますので、この部分は削除しました。

最新の情報を入手ください。

*上記 4 県の他、埼玉、東京、長野、山形、新潟、宮城、神奈川、愛媛でも県による検査が行われていますが、自県分については全て暫定規制値以下であったと報告されています。

検体が採取された市町村名も発表されています。詳しくは、各県のホームページをご覧ください。

東京都	http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/03/2013p600.htm
長野県	http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/housyanou/housyasen3.htm
茨城県	http://www.pref.ibaraki.jp/important/20110311eq/nousanbutsu/index.html
山形県	http://www.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140027/radiation.html
新潟県	http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/538/001539.html
栃木県	http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/nousanbutsu_details.html
群馬県	http://www.pref.gunma.jp/05/f0100188.html
千葉県	http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/press/h22/housyanou-kekka-0325.html
埼玉県	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/nousanbutsu-chousakekka.html
福島県	http://www.pref.fukushima.jp/j/
神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160255/
宮城県	http://www.pref.miyagi.jp/gentai/Press/110327%E3%80%80nousanbutu.pdf
愛媛県	http://www.pref.ehime.jp/h35500/1194274_2265.html

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

■風評被害対策について

第一報の分とあわせて参考にしてください。

これまでに日本 GAP 協会に寄せられた「出荷再開に成功した農場の説明方法の事例・取り組み中のアイデア」をお伝えしますので、あきらめずに農業者側からも粘り強く説明を続けてください。

・取り組み事例①

産地を県名だけではなく市町村まで表示し、県の地図や東日本の地図を取引先に提出し、暫定規制値を越えた農産物の生産場所と自らの農場の位置関係を説明した。

・取り組み事例②

JGAP 認証農場であることから、農場内にトレーサビリティがあり、証拠となる記録をそろえた上で、収穫日が 3 月 11 日以前であることを取引先に説明した。

・取り組み事例③

農場独自の「〇〇農場通信」のようなチラシをつくり、そこで今回の放射能問題に関する正しい知識をまとめ、取引先や直接販売している消費者に配布した。

■出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への対策や賠償について

農林水産大臣および農水省のホームページの記述を考慮すると、行われる可能性が高くなってきています。下記は、農水省のホームページです。

Q：出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への対策や賠償はどうなるのか

(答)

1 現行の原子力損害賠償制度においては、出荷制限によるものに限らず、原子力発電所事故との間に、相当の因果関係が認められるものについては、補償の対象となるものと考えております。

2 平成 11 年に（株）JCO 東海事業所で発生した事故の損害賠償においては、いわゆる風評被害に関し、例えば、放射能に汚染されていないことが明らかな商品がスーパーなどで販売できなくなり廃棄した場合がこれに該当すると判断されるなど、一定の範囲で補償が行われた例があります。

元情報：http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html

これらの状況をふまえ、農場として準備しておくこと。

(1) 前述の「出荷制限品目に対する補償を受けるために、農場が準備すること」を参考に、出荷制限品目以外についても同様の準備をしておくこと。

JGAP 認証農場であれば、栽培や出荷に関する記録は十分だと思います。加えて、これまでの税務申告の証憑類が重要です。

(2) 風評被害の実態を記録しておく

すでに下記のような帳票を使って、管理し始めている農場・団体があります。

■被害作物の廃棄状況管理票					作成日 : 2011年3月23日	
廃棄前と廃棄後の写真をとりましょう!					廃棄理由 1:規制値オーバー 2:風評被害 3:その他	
廃棄月日	作物名	対象圃場名	栽培面積	圃場の正式な住所(番地まで)	廃棄理由	風評被害の詳細
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	
			a		1・2・3	

JGAP認証農場であれば収穫記録と出荷記録があると思いますので整理しておきましょう。 ※ 風評被害の根拠は必ず保管しましょう。
廃棄1週間前位の状況が判るようにしておくことが大切です。 出荷停止要請のFAX、引き取り要請のFAX、返品FAX等々
今こそJGAP認証農場の工程管理を誇示するときです。 電話の場合は、受けた日付と時間、相手の名前と内容をメモしましょう

JGAP認証農場でなくとも同じことをすることは可能です。
同じように廃棄1週間前位の、収穫記録のメモ、出荷伝票を整理しておきましょう。
これらが販売価格の根拠と収量の根拠になります。
日本の社会では紙の記録がモノを言います。面倒でも整理しておきましょう。

*まだ農水省等の姿勢も固まっていなため、この管理表がベストか分かりませんが、実際に使われている一例として参考にしてください。

■放射能・放射線について測定できる検査機関

第一報で検査機関を4箇所ご紹介しています。それに加え、次の検査機関も放射能の検査が可能です。

厚生労働省が定めた「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく検査

・日立協和エンジニアリング株式会社

分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137、他（要相談） / 分析費用：直接お問い合わせください

分析対象：農産物、水質、土壌、他（要相談）

分析日数：サンプル着から通常3～5日 / 電話：0294-55-7048（担当：桜井様）

サンプル送付条件：

検体量：1kg 以上（詳細は、お問い合わせください）

検体ごとに、ビニール、ポリ瓶等に詰めてください。

測定後の検体は廃棄。測定後の保管は、いたしません。

※問い合わせ時には JGAP 関係であることをお伝えください。また、同社 JGAP 担当の熊谷様（電話：029-276-5797）にもご一報いただくとスムーズです。

■専務理事 武田泰明より皆様へメッセージ

原発事故は収束しておらず、まだまだ予断は許さない状況です。我々は、誰も体験したことの無い問題に直面しています。

マニュアルも教科書も無いこんな時だからこそ、3人寄れば文殊の知恵を地で行く取り組みをしていきたいと思ひます。皆様の役に立つだろうと思ひれる情報を、これからも第三報・第四報とお伝えしていきたいと思ひます。負けずに、がんばりましょう。

以上

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所 4階

TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113